

## 報告第 3 号

### 鳥取県歯科保健推進計画の策定について

鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例（平成 25 年条例第 69 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県歯科保健推進計画を策定したので、同条第 3 項の規定により、別添のとおり本議会に報告する。

平成 30 年 11 月 28 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治